

公益社団法人厚木市シルバー人材センター会員業務就業規程

(会員の就業条件)

第1条 厚木市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員（以下「会員」という。）が発注者（センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。）の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるもののほか、本規程に定めるところによるものとする。

(業務の具体的内容及び会員業務委託料)

第2条 発注者がセンターを通じて会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）の具体的内容及び会員業務委託料（会員業務の対価をいう。以下同じ。）の額は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。

(就業条件に係る会員の同意等)

第3条 センターは、業務実施会員（発注者からセンターを通じて委託を受けて会員業務を実施する会員をいう。以下同じ。）が会員業務に着手する前に、会員業務に係る就業条件については、本規程に定める内容及び前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意した内容とすることにつき、業務実施会員の同意を得るものとする。

2 センターは、前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員の双方を代理して、発注者、センター及び業務実施会員の三者間で、前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容及び本規程に定める内容を契約の内容とする会員業務に係る請負契約又は準委任契約を成立させるものとする。

3 発注者とセンターは、第1項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、合意の上、前条の合意の内容を変更することができるものとする。

4 前項の規定により、前条の合意の内容が変更された場合は、センターは業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。

5 センターは、前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員の双方を代理して、発注者、センター及び業務実施会員の三者間で、第2項の請負契約又は準委任契約の内容を、前項の規定による業務実施会員に通知した内容に基づき変更されたものとする。

(会員業務委託料の支払)

第4条 発注者は業務実施会員に対して、会員業務委託料として第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める額を支払うものとする。

2 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。
この場合において、センターが会員の委託を受けて会員業務委託料を受領した日を発注者から業務実施会員に支払われた報酬の支払日とみなす。

3 発注者は、センターによる請求書の発行日から30日以内に会員業務委託料をセンターが指定する口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は、発注者が負担するものとする。

4 前項の会員業務委託料の支払期日は、発注者が業務実施会員から成果物の引渡しを受け、又は役務の提供を受けた日から起算して60日以内の期間内において定めるものと

する。

(センターによる立替払)

第5条 前条の支払日から相当の期間が経過したにもかかわらず、発注者から支払いが行われな
ないときは、センターは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、業務
実施会員に対して会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。

2 センターは、前項の規定による業務実施会員に対する支払を行ったときは、発注者
に対して求償権を有するものとする。

(会員業務の実施)

第6条 業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係法令を遵守しなければならない。

また、発注者の信用を害し又は発注者が第三者からの苦情等を受けることがないように
特に注意しなければならない。

2 センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、業務実施会員に対して、会員
業務を安全に行うために必要な教育を行うものとし、業務実施会員はこれを必ず受けな
なければならないものとする。

3 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員がその生命及
び身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう配慮するものとする。

4 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に対して指揮
命令を行うことができない。

(費用の負担等)

第7条 会員業務の実施のために必要な機械、器具及び原材料等は、業務実施会員が用意
するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、無償で貸与を受け又は対価を支払って、
会員業務の実施のために発注者から機械、器具等の貸与を受け又は原材料等の提供を受
けることができるものとする。

3 業務実施会員は、前項の規定のとおり発注者から機械及び器具等の貸与を受けたとき
は、当該機械及び器具等を善良な管理者の注意をもって管理及び使用するものとする。

4 第1項の規定は、会員が会員業務の実施のために必要な機械及び器具等をセンターか
ら無償で貸与を受け又は対価を支払って、原材料等の提供を受けることを妨げない。

(会員の履行不能)

第8条 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができな
くなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならないものとする。

2 センターは、前項の規定のとおり業務実施会員から申し出があった場合その他業務実
施会員が会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに当該業務実施
会員による会員業務の実施を終了させ、発注者にその旨を連絡するものとする。

3 前項の場合は、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変
更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、当該通知が行われた
ときに終了するものとする。

4 センターは、第2項の規定によって業務実施会員による会員業務の実施を終了させた
場合に、会員業務を完遂させる責務を引き受ける。また、遅滞なく当該業務実施会員以

外の会員（以下「代替会員」という。）を選定し、会員では業務遂行が困難である場合は、会員業務を完遂しなければならない。

- 5 前項の規定によってセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合は、発注者が当該代替会員に対して、本規程の定めるところにより、新たに業務の委託を行うものとする。
- 6 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、発注者とセンターが別途合意により定める額を当該業務実施会員に対して支払うものとする。
- 7 前項の規定に基づき発注者とセンターが別途合意により定める額は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。
- 8 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、当該業務実施会員が会員業務の実施のために既に支出した費用を負担するものとする。
- 9 第4条及び第5条の規定は、第6項及び第8項の規定による発注者の支払について準用する。

（契約不適合責任）

第9条 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容又は本規程に定める内容に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて業務実施会員に対して修補や追加の引渡しなどを請求することができるものとする。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 センターは、前項の規定によって発注者から修補や追加の引渡しなどの請求があった場合において、当該業務実施会員が追完対応を行い、会員業務を完遂させる責務を有する。センターは、当該業務実施会員を支援し、当該業務実施会員による適切な対応が見込めない場合は、当事者の了承を得た上で代替会員等を選定し、若しくは自ら対応しなければならない。
- 3 前条第5項の規定は、前項の規定によってセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合について準用する。
- 4 第2項の規定によって代替会員等が会員業務を完遂することとなる場合は、発注者と業務実施会員を代理するセンターとの合意によって、発注者が当該業務実施会員に対して支払うこととされていた会員業務委託料の額を減額することができるものとする。この場合において、センターは、速やかに、当該減額した額を当該業務実施会員に対して連絡するものとする。

（利用契約の終了等による会員業務の終了）

第10条 発注者とセンターとの間の公益社団法人厚木市シルバー人材センター利用契約（以下「利用契約」という。）が有効期間の満了によって終了し、発注者とセンターとの合意によって解約され又は発注者若しくはセンターのいずれかから解除されたときは、センターは、速やかにその旨を業務実施会員に連絡し、会員業務を終了させるものとする。

2 前項の連絡が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、業務実施会員が当該通知を受けたときと同時に終了するものとする。

3 第8条第6項から第9項までの規定は、第1項の規定により会員業務が終了した場合について準用する。

（双方代理の承諾）

第11条 会員は、センターが利用契約、本規程及び公益社団法人厚木市シルバー人材センター利用規程において、発注者と会員の双方を代理し、センターが発注者と会員の相手方となることについて承諾するものとする。

（著作権の帰属等）

第12条 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。

2 前項の規定は、会員業務の実施によって発生した著作権を発注者に譲渡することについて発注者とセンターが別途合意し、かつ、その旨業務実施会員の同意を得ることにより当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

（再委託、権利・責務の移転の禁止）

第13条 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならないものとする。

2 前条第2項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならないものとする。

3 第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う責務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならないものとする。

（守秘義務・個人情報管理）

第14条 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

2 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

4 前3項の規定は、会員業務終了後においても、なお効力を有するものとする。

（損害賠償）

第15条 発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 発注者は、前項の規定により、業務実施会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、センターを通じて行うものとする。

3 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。

4 センターは、第2項の規定によって請求を受け又は前項の規定により通知を受けた場

合は、業務実施会員と連帯してその損害を賠償する責に任ずるものとする。ただし、会員の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

- 5 センターは、前項の規定により発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行った場合において、業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に対して求償するものとする。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

附則

この規程は、公布の日（令和6年10月29日）から施行する。